

別紙（2024年9月からの利用料について）

9. 訪問リハビリテーション利用料

【要介護・要支援認定の方】

種類		利用料	利用者様ご負担額（介護保険適用）			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本料	A 要介護訪問リハビリテーション20分（1回）	3,312円	332円	663円	994円	
	B 要介護訪問リハビリテーション40分（2回）	6,625円	663円	1,325円	1,988円	
	C 要介護訪問リハビリテーション60分（3回）	9,938円	994円	1,988円	2,982円	
	D 要支援訪問リハビリテーション20分（1回）	3,207円	321円	642円	963円	
	E 要支援訪問リハビリテーション40分（2回）	6,414円	642円	1,283円	1,925円	
	F 要支援訪問リハビリテーション60分（3回）	9,621円	963円	1,925円	2,887円	
加算	G 退院時共同指導加算（1回）	6,330円	633円	1,266円	1,899円	
	H リハビリテーションマネジメント加算（イ） *月1回	1,899円	189円	378円	567円	
	I 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（日）40分 *退院・退所日、また訪問開始日から3ヶ月以内	2,532円	254円	507円	760円	
	J 短期集中リハビリテーション実施加算（日） *退院・退所日から3ヶ月以内	2,110円	211円	422円	633円	
減算	K 要支援12月超減算	訪問リハビリテーション20分（1回）	2,890円	289円	578円	867円
		訪問リハビリテーション40分（2回）	5,781円	579円	1,157円	1,735円
		訪問リハビリテーション60分（3回）	8,672円	868円	1,735円	2,602円

- （注1） 上記の基本料「A」から「F」と減算「K」に関してはサービス提供体制強化加算（I）が含まれております。
- （注2） 減算については訪問リハビリ開始日から12ヶ月経過した場合が対象となりますが、入院による中断があり医師の指示内容に変更がある場合は、新たに指示内容変更日から利用が開始されたこととなります。
- （注3） 該当する場合には上記「G」から「J」のような加算額が追加となります。
- （注4） 上記「H」のリハビリテーションマネジメント加算（イ）を算定する場合、利用者様及び家族様、担当の介護支援専門員等介護サービス事業所が参加するリハビリテーション会議を行います（開始から6ヶ月は毎月、6ヶ月以降は3ヶ月に1回開催）。
- （注5） 減算対象の要支援利用者様について、3ヶ月毎に利用者様及び家族様、担当の介護支援専門員等介護サービス事業所が参加するリハビリテーション会議を行い、利用者様の状態等について科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省への情報提供を行った場合、減算対象から外れることとなります。

※利用料の月額（例）

訪問リハビリテーションの基本は1日2回40分（上記BとE）となります。

要介護認定の方が週1回（月4回）実施した場合の利用料月額（例）。

利用者様ご負担額（介護保険適用）	1割負担の方	2,651円
	2割負担の方	5,301円
	3割負担の方	7,951円

（注1） 回数により誤差が生じる場合があります。

[介護保険を適用できない方（自費での訪問リハビリテーション）]

種 別	利用料
訪問リハビリテーション 40分	6,625円
訪問リハビリテーション 60分	9,938円

1. 上記の利用料にはサービス提供地域内における交通費が含まれております。地域外の場合は、1km超過につき100円を加算させていただきます。
2. 利用者様ご負担額は月末で締め、翌月11日以降の訪問日に請求書をお渡しし、毎月27日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替させていただきます（口座振替できない場合は現金でお支払いいただきます）。

12. 訪問リハビリテーションのための診察

種類	利用料	利用者様ご負担額（医療保険適用）		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回	2,970円	300円	590円	890円
2回目以降	1,300円	130円	260円	390円

（注1） 初回は初診料と外来・在宅ベースアップ評価料（I）、2回目以降は再診料と外来管理加算、明細書発行体制等加算、外来・在宅ベースアップ評価料（I）を算定しています。

（注2） この診察については、医療保険診療として訪問リハビリテーションの利用料と合わせて翌月11日以降の訪問日に請求書をお渡しし、毎月27日（休業日の場合は翌営業日）に口座振替させていただきます（口座振替できない場合は現金でお支払いいただきます）。